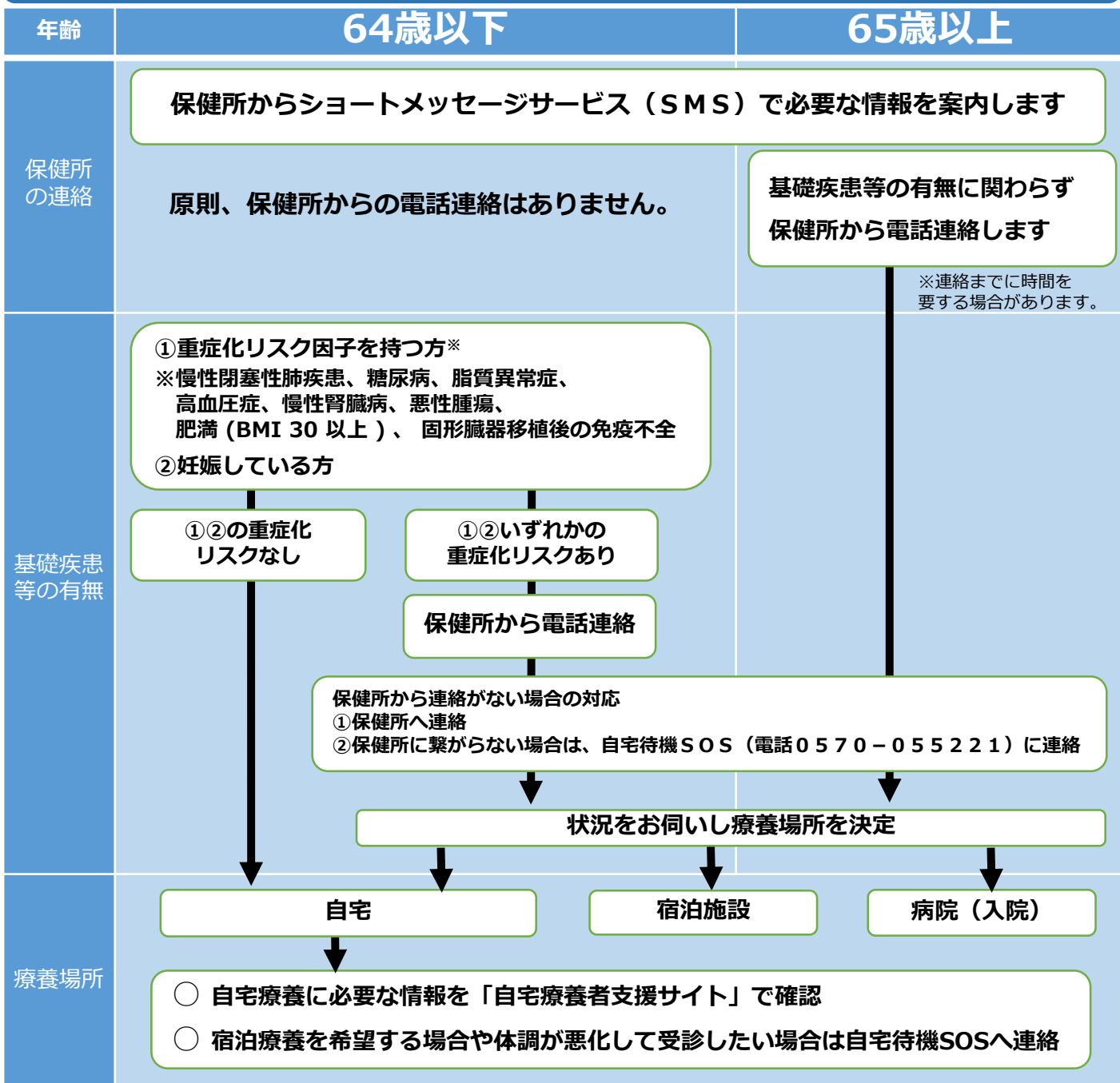


新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ ～保健所からの連絡や療養についてフローチャート～



療養期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
	例 2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
	【有症状】 発症日	療養期間（10日間※1）										療養解除
	【無症状】 検体採取日	療養期間（7日間※1）							療養解除			

有症状者は発症日から10日間、無症状者は検体採取日から7日間は自宅待機してください。
※1 療養期間中に症状がある場合は療養期間が変わりますので保健所へご連絡ください。

同居者の方への対応

同一世帯内で陽性者が判明した場合、同一世帯全ての同居者は濃厚接触者になります。

【あなたの同居者に、次の2つをお伝えください。】

①自宅待機・外出自粛・健康観察

陽性者の発症日又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間*
(健康観察は1日2回の体温測定が目安)

②検査

無症状：医療機関を受診せず、自宅待機
有症状：速やかに医療機関を受診

(QRコード)

*別の同居者が陽性となった場合は改めてその同居者が発症した日から7日間となります。

○大阪府ホームページ『陽性者と濃厚接触の可能性がある場合の対応について』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinoukoujigyuu.html>

